

芦田川水系河川整備アドバイザーミーティング 規約（案）

(名称)

第1条 本会の名称は、芦田川水系河川整備アドバイザーミーティング（以下、「会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 この会議は、国土交通省中国地方整備局長が作成した「芦田川水系河川整備計画（大臣管理区間）」（以下、「整備計画」という。）に基づき実施している各種施策の進捗等に関する意見を述べるものとする。
 2 整備計画の変更が行われる場合においては、河川法第16条の第2節3項の規程に基づき、意見を述べるものとする。
 3 整備計画に基づいて実施される事業のうち、事業評価の対象となる事業について、中国地方整備局長が設置する事業評価監視委員会に代わって審議を行うものとする。

(組織等)

第3条 会議の委員は国土交通省中国地方整備局長が委嘱する。
 2 委員は別表で上げる委員で構成する。
 3 委員の任期は、原則として委嘱のあった日から1年間とし、毎年年度当初に委嘱する。ただし、再任を妨げない。

(委員会)

第4条 会議に委員長を置く。委員長は委員の互選によってこれを定める。
 2 委員長は会議の運営と進行を総括する。
 3 委員長に事故のあるときは、当該委員会に属する委員のうちから委員長が事前に指名するものが、委員長の職務を代行する。
 4 会議は、委員の半数以上の出席をもって成立する。
 5 委員は委任状により会議の出席とかえることができるものとする。

(会議の招集)

第5条 会議は委員長が招集する。
 2 委員の代理出席は原則として認めない。
 3 会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(公開)

第6条 整備計画の変更を伴う場合は原則会議を公開するものとし、会議の公開方法については、会議で定めるものとする。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は、委員の三分の二以上の同意を得て行うものとする。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局河川部河川計画課並びに福山河川国道事務所流域治水課に置く。

(雑則)

第9条 この規定に定めるものの他、必要な事項は会議に諮って定める。

(附則)

この規約は平成26年10月16日から施行する。

平成27年12月17日一部改正

令和元年5月22日一部改正

令和2年1月17日一部改正

令和2年6月25日一部改正
令和4年10月13日一部改正
令和6年 月 日一部改正

芦田川水系河川整備アドバイザーミーティング 委員名簿

氏 名	職 名	専門分野
石橋 健太郎	広島県立歴史博物館 学芸課長 兼 草戸千軒町遺跡研究所長	歴史文化
委員長 尾島 勝	福山大学 名誉教授	河川工学
河合 幸一郎	広島大学 名誉教授	生物(水域) 関係漁業
委員長代理 河原 長美	岡山大学 名誉教授	河川水質
坂本 充	環境省 希少野生動植物種保存推進員	生物(陸域)
真田 誠至	福山大学 生命工学部海洋生物科学科 准教授	河川生態
津田 将行	福山大学 大学教育センター 准教授	河川工学 河川水質
諸泉 利嗣	岡山大学 学術研究院 環境生命科学学域 教授	関係利水
渡邊 一成	福山市立大学 大学院 都市経営学研究科 教授	地域経済
渡邊 園子	広島大学大学院 IDEC 国際連携機構・先進理工系 科学研究科 (理工学融合プログラム) 准教授	植物

(敬称略 五十音順)